

令和 8 年度宿泊業における人材確保支援事業費補助金（事業者用） 交付要綱

（趣旨）

第 1 条 宿泊業における人材確保育成支援事業事務局（以下「事務局」という。）は、物価高騰・人手不足等の厳しい経営環境にある県内宿泊事業者又は宿泊事業者団体における人材確保や、宿泊業への就職を目指す学生を養成する学校等における学生確保を図るため、予算の定めるところにより、第 3 条に定める要件に該当する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる取組をいう。
- (2) 補助事業者 第 8 条の規定に基づく交付決定の通知を受け、補助事業を行う者をいう。
- (3) 補助対象経費 補助金交付の対象となる経費をいう。
- (4) 宿泊事業者 鹿児島県内（以下「県内」という。）に本店又は主たる事務所を有する事業者で、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく営業許可を受け、県内において宿泊事業を営む者。ただし、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項に規定する住宅宿泊事業を営む者を除く。
- (5) 宿泊事業者団体 旅館業法に基づく営業許可を受けた宿泊事業者を主たる構成員とする団体であって、県内に事務所を有し、当該事業の目的に沿った取組を実施するもの（団体としての規約を有し、代表者及び会計責任者を定めているものに限る。）。
- (6) 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 に規定する職業能力開発短期大学校のうち、県内に所在するもの。

（補助事業者の要件等）

第 3 条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 宿泊事業者、宿泊事業者団体又は学校等であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人その他の団体又は個人でないこと。
 - ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

- イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、補助金の交付を受けようとする者
- キ アからオまでに掲げる者のほか、性風俗関連特殊営業等、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと事務局が判断する者

- (3) 県税の未納がない者であること。
- (4) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (5) 補助事業が、宿泊事業者又は宿泊事業者団体が実施する人材確保に向けた取組又は宿泊業への就職を目指す学生を養成する学校等が実施する学生確保に向けた取組であること。
- (6) 補助事業が、同一内容で他の制度等による補助金又は助成金を受けていないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事務局が適当でないと判断する者でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費等は、別表に掲げるもののうち、補助金の交付決定の通知の日から事務局が別に定める日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までの間に、発注（契約）、納品及び支払が完了したものとする。

（補助金額）

第5条 補助金額は、次の各号のうちいずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費に3分の2を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）
- (2) 500千円

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、別に定める期間内に、補助金等交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して事務局に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式別紙1）
- (2) 収支予算書（別記第1号様式別紙2）
- (3) 「県税に未納がない」ことを証明する納税証明書（申請日以前3か月以内のもの）

- (4) 見積書等（申請金額の妥当性が確認できる書類）
 - (5) 旅費規程等の写し（旅費を計上する場合）
 - (6) その他事務局が必要と認める書類
- 2 前項に掲げるもののほか、申請者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 宿泊事業者
 - ア 旅館業法第3条第1項の規定に基づく営業許可証の写し
 - イ 申請日以前3か月以内に取得した履歴事項全部証明書の写し（法人のみ）
 - ウ 運転免許証の写し等の身分証明書（顔写真付）（個人のみ）
 - エ 確定申告書類等（直近のもの）
 - (ア) 法人税確定申告書別表一（個人においては、所得税及び復興特別所得税確定申告書第一表）
 - (イ) 貸借対照表
 - (ウ) 損益計算書
 - (エ) 収支内訳書（白色申告の個人のみ）
 - (2) 宿泊事業者団体
 - ア 団体の規約又は定款
 - イ 構成員名簿
 - ウ 申請日以前3か月以内に取得した履歴事項全部証明書の写し（法人のみ）又は団体の所在地が確認できる書類
 - (3) 学校等
 - ア 学校の概要及び宿泊業への就職を目指す学生を養成していることが分かる資料（学校案内、ホームページの写し等）
 - イ 申請日以前3か月以内に取得した履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- 3 申請者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとし、その旨の条件を付して交付決定を行うこととする。

- (1) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業の中止(廃止)承認申請書(別記第2号様式)により事務局の承認を受けること。
- (2) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに事務局に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の明細が分かる証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保存すること。
- (4) その他この要綱の定めに従うこと。

2 事務局は、第6条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うこととする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 事務局は、第6条第1項により交付申請書を受理した場合は、当該申請の内容及び額について審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

2 事務局は、第1項の規定に基づく審査の結果、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、不交付決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定に基づく交付の決定に当たり、第6条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者が第6条第1項の規定による申請を取り下げるときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に交付申請取下書(別記第5号様式)を事務局に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 事務局は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 事務局が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

(補助事業の遂行)

第11条 補助事業者は、法令、条例等（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他事務局の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第12条 事務局は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ事務局に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(補助事業の遂行等の指示)

第13条 事務局は、補助事業が法令等の定め又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他事務局の指示に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することがある。

2 事務局は、補助事業者が前項の規定による指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することがある。この場合において、事務局は、当該補助事業者が前項の規定による指示の内容に適合させるための措置を事務局の指定する期日までに執らないときは、第20条の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第14条 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について、次に掲げる変更事由が生じたときは、計画変更承認申請書（別記第6号様式）に事業計画書（別記第1号様式 別紙1）その他事務局が必要と認める書類を添えて事務局に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定額の増額又は3割を超える減額変更をしようとするとき。
- (2) 補助目的及び補助事業の実施に影響を及ぼす大幅な変更をするとき。

2 事務局は、前項の規定により補助事業の内容等の変更の申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、承認のみを行うときは変更決定通知書（別記第7号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行うときは変更交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事務局が別に定める日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書（別記第9号様式）を事務局へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成果報告書（別記第9号様式 別紙1）
- (2) 収支決算書（別記第9号様式 別紙2）
- (3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書、通帳の写し等）
- (4) 事業の実施が確認できる書類（写真等）
- (5) その他事務局が必要と認める書類

(検査等)

第16条 事務局は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(補助金の額の確定)

第17条 事務局は、実績報告書を受領した場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合する者であるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に交付確定通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（別記第 11 号様式）に関係書類を添えて事務局に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 19 条 事務局は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等又はこの要綱やそれらに基づく事務局の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (4) 第 3 条第 1 項各号の規定に該当しないことが明らかとなったとき。

2 前項の規定は、第 17 条に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 事務局は、第 1 項の規定により交付決定の取消を行ったときは、交付決定取消通知書（別記第 12 号様式）により補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第 20 条 事務局は、第 19 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。

2 事務局は、前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知する。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 返還期限

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 21 条 補助事業者は、補助金の交付後に消費税等の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等の額の確定に伴う報告書（別記第 13 号様式）により、速やかに事務局に報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(事業状況報告等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業について実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から 3 年間、当該年度の 5 月末日までに、当該補助事業の実施成果の状況に係る事業状況報告書（別記第 14 号様式）を事務局に提出しなければならない。

2 前項の事業状況報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業状況報告明細（別記第 14 号様式別紙）
- (2) その他事務局が必要と認める書類

(立入検査等)

第 23 条 事務局は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(証拠書類の保管)

第 24 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を 5 年間保管しなければならない。

(補助事業の公表)

第 25 条 事務局は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(雑則)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 5 月 13 日から施行する。
- 2 令和 8 年度に実施する宿泊業における人材確保育成支援事業について、令和 9 年 4 月 1 日以降、「事務局」を「鹿児島県 P R 観光課」と読み替えるものとする。

補助金交付の対象となる経費

○ 人材確保に向けた取組

補助対象経費	内容	補助率等
広告宣伝費	○パンフレット・リーフレット等作成、PR動画制作等に要する経費 ○テレビ、新聞、インターネット広告などの広告宣伝に要する経費 ○展示会・商談会等（WEB含む）の出展やセミナー開催に要する経費 ○ホームページやSNSページ等作成のために要する経費	○補助率 2/3以内 ○補助上限額 500千円
専門家の招へい経費	○専門家の技術指導や助言が必要な場合に、専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等に要する経費	
研修費	○事業遂行のために必要な教育訓練や講座受講等のための負担金、検定料、コンペ参加費、旅費等に要する経費 ※研修費は、当該事業者と雇用関係にある者又は派遣会社と雇用関係にある者が研修を受講する場合の参加に要する費用に限る。 ※研修期間中の基本給相当額は対象外	
人材紹介手数料	○人材紹介に関する手数料	
運搬費	○運搬料、宅配、郵送料等に要する経費（切手、はがき、年賀はがきの購入費用は除く）	
その他	○その他、事務局が県と協議の上、特に必要と認める経費	

(対象外経費)

- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金等
 - ・フランチャイズ加盟料
 - ・電話代、インターネット代等の通信費
 - ・金券購入費
 - ・原材料費、消耗品費、新聞購読料
 - ・団体会費
 - ・収入印紙、公租公課
 - ・自社の人件費（研修期間中の基本給相当額、経営者及び役員、経営者と雇用関係にある者の人件費を含む）
 - ・振込手数料・代引き手数料、保険料
 - ・他団体からの補助又は委託を受けている事業に要する経費
 - ・用地、建物（法令に照らして基礎工事が必要であり、土地に固着するものを含む）等の不動産の取得に要する経費
 - ・飲食代（ホテルパックに含まれる朝食代も補助対象外とする。）
 - ・工事費
 - ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば事務用パソコン、プリンタ、文書作成ソフト、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、サーバー、家具什器等）
 - ・使途の定まっていない活動に対する経費（諸経費等）
 - ・補助事業を一括して委託する経費など
 - ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ※ 補助対象者と支出先の事業者が同一又は実質的に同一と認められる場合（代表者が同一である場合や企業会計が同一である場合を含む。）は、当該経費は補助対象外とする。